100	100	100	100	—	100	100	100	100	—	—	—	100	100	—	100	100	100	100	—	—	100	—	100	—	—	100	100	100	100
100	100	100	100	—	100	100	100	100	—	—	—	100	100	—	100	100	100	100	—	—	100	—	100	—	—	100	100	100	100
100	100	100	100	—	100	100	100	100	—	—	—	100	100	—	100	100	100	100	—	—	100	—	100	—	—	100	100	100	100
100	100	100	100	—	100	100	100	100	—	—	—	100	100	—	100	100	100	100	—	—	100	—	100	—	—	100	100	100	100

100	100	100	—
100	100	100	—
100	100	100	—
100	100	100	—

」に改め、別表第二中「

平成29年		
	1月～3月	100
	4月～6月	100
	7月～9月	100

」を「

平成29年		
	1月～3月	100
	4月～6月	100
	7月～9月	100
	10月～12月	100

」に改め、別表第三中「平成29年９月30日」を「平成29年12月31日」に改める。

○国土交通省告示第七百八十三号

動力車操縦者運転免許に関する省令（昭和三十一年運輸省令第四十三号）第二十条第二項の規定に基づき、動力車操縦者養成所に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年六月二十八日　　国土交通大臣　石井　啓一

動力車操縦者養成所に関する告示の一部を改正する告示

動力車操縦者養成所に関する告示（昭和三十五年運輸省告示第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

養成所名	所在地	養成所の指定を受けた者の氏名又は名称及び住所	講習課程	指定年月日
（略）				
京浜急行電鉄株式会社鉄道乗務員育成所	神奈川県横浜市神奈川区亀住町一九番地の二	京浜急行電鉄株式会社　東京都港区高輪二丁目二〇番二〇号	第一類甲種電気車運転講習課程	昭和三十二年九月二十五日
（略）				
大阪市高速電気軌道株式会社鉄道事業本部運転部教習センター	大阪府堺市北区長曽根町一八三番地の二	大阪市高速電気軌道株式会社　大阪府大阪市西区九条南一丁目一二番六二号	第一類甲種電気車運転講習課程	昭和三十二年二月二十三日
（略）				

改正前

養成所名	所在地	養成所の指定を受けた者の氏名又は名称及び住所	講習課程	指定年月日
（略）				
京浜急行電鉄株式会社育成センター	神奈川県横浜市神奈川区亀住町一九番地の二	京浜急行電鉄株式会社　東京都港区高輪二丁目二〇番二〇号	第一類甲種電気車運転講習課程	昭和三十二年九月二十五日
（略）				
大阪市交通局鉄道事業本部運輸部教習センター	大阪府堺市北区長曽根町一八三番地の二	大阪市交通局　大阪府大阪市西区九条南一丁目一二番六二号	第一類甲種電気車運転講習課程	昭和三十二年二月二十三日
（略）				

附　則

この告示は、公布の日から施行する。